

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和			
意見・要望等の内容	1. 証券会社の役員による親銀行等または子銀行等の役職員の兼任を可とする取扱い 2. 非公開情報の授受に係る、顧客の同意確認手続の簡素化 3. 店舗等の共用制限に係わる、事務ガイドラインの廃止			
関係法令	・証券取引法第 32 条、45 条 ・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 6 号 ・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 7 号 ・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 8 号 及び事務ガイドライン 7 3(1)	共管	なし	
制度の概要	・証券会社の役員による親銀行等または子銀行等の役職員の兼任は不可 ・非公開情報の授受に係る、顧客の同意確認は「書面による同意」が必要 ・店舗等の共用制限に係わる解釈規定が存在			
中間公表資料との関係	金融庁関係 87 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	1.については、利益相反の防止、銀行による証券業務の禁止規定の潜脱防止の観点から措置困難。 2.については、顧客の非公開情報という重要性に鑑み、書面による同意を必要としているが、電子的手段についても可能。 3.については、業務における建物の効率的利用を図る観点から、建物の共有制限を廃止する緩和措置を平成 11 年 4 月に実施済。			
担当局課室名	総務企画局 市場課、 監督局 証券課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	ABS に対する社債発行登録制度の導入			
意見・要望等の内容	・国内公募の ABS (Asset Backed Securities : 資産担保証券) に対する社債発行登録制度の導入			
関係法令	証券取引法第 23 条の 3 企業内容等の開示に関する内閣府令第 14 条の 3 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 4 号	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・発行登録制度とは、有価証券の募集又は売出しを予定している参照方式利用適格者は、有価証券の種類（株券、社債券、優先出資証券、新株引受権付社債又は CP）ごとに、かつ、募集又は売出しごとに発行登録書を提出することとなっている。 ・ABS はいわゆる SPC 法に規定する債券であり、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に規定されているが、発行登録制度は当該府令に規定されていない。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 88 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>発行登録制度は、企業情報等を常時提供し周知性が十分に認められる会社について、機動的な社債発行等による資金調達を可能とするものである。ABS については、発行体自体ではなく、発行体自身が保有する資産の価値に基礎を置く証券であり、その保有する資産自体には周知性は認められず、ABS に対する社債発行登録制度の導入は困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	認可証券業務の対顧客書類交付方法見直し			
意見・要望等の内容	・電子媒体による取引報告書及び受渡計算書の内容を還元することを可とする取扱い			
関係法令	証券取引法第 65 条の 2 で準用する第 41 条 金融機関の証券業務に関する内閣府令第 17 条及 び第 46 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 登録金融機関は、証券取引法第 65 条の 2 第 5 項で準用する第 41 条で有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引が成立したときは、遅滞なく、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならないとされ、金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条で受渡計算書を作成、保存することとされている。 諾成契約である有価証券取引に関しては、原則、約定成立を確認する取引報告書と、資金と受益証券の受渡しを確認する受渡計算書の交付が必要である。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 89 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：13 年 4 月)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>取引報告書については、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」において電子的手段による交付が認められた。</p> <p>受渡計算書については、平成 13 年 3 月の証券会社等による顧客への交付書類の見直しのための内閣府令の改正で廃止され、これに代わり新設された取引残高報告書の電子的手段による交付が認められた。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	都銀懇話会、第二地方銀行協会、 信金中央金庫、全国信用組合連 合会、全国農協中央会	
項目	証券外務員登録の簡素化			
意見・要望等の 内容	登録要件に定める所属営業所の記載の省略			
関係法令	証券取引法第 64 条	共管	なし	
制度の概要	・証券外務員登録に際して、外務員の所属する営業所の記載が必要			
中間公表資料 との関係	金融庁関係 90 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	【 2(3)ウ 】 証券外務員登録の簡素化 証券外務員登録における営業所名記載を廃止するとともに、誓約書等の添付を省略 することについて、平成 13 年度末までに結論を得る。(検討・結論、平成 13 年度)			
(説明)	意見・要望等を踏まえ、申請書の記載事項について、引き続き検討する。			
担当局課室名	総務企画局 市場課、 監督局 証券課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	証券取引法上の大量保有報告において金融機関の特例扱いが認められる保有比率の引上げ			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合算対象範囲の見直し ・ 特例対象となる保有割合上限の引上げ ・ 特例報告の提出期限の延長 			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項、第 6 項 ・ 証券取引法第 27 条の 26 第 1 項、第 2 項 ・ 証券取引法施行令第 14 条の 7 ・ 株券等の大量保有の状況に関する総理府令第 12 条 	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引法の定めにより、保有する株式、潜在株式が親会社と子会社を合算して 5% を超えた場合に「大量保有報告書」を、その後変更自由が生じる毎に「変更報告書」を提出する必要があるが、金融機関は経営権の取得でなく運用目的で株券等を取得する 경우가多く、事務が煩雑になるのを防ぐために原則 3 カ月ごとの報告にて可とする特例が認められている 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 91 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>大量保有報告制度は、株券等の大量の所有・保有・放出に関する情報を迅速に投資者に開示することにより、市場の公平性・透明性を高め、投資者保護を一層徹底させるという目的があり、金融機関等であっても同様であり、本要望は、投資者保護を損なう恐れがあり、措置困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	都銀懇話会、第二地方銀行協会、 地方銀行協会、農林中央金庫、 全国農協中央会、全国信用金庫 協会他	
項目	顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次ぎ			
意見・要望等の 内容	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次業務が取扱いただけることの明確化。 顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次業務を農林中央金庫に認める。 顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次業務に関し、信用金庫においても銀行同様に法的措置を講じる。(当該措置と合わせて同取次業務を解禁する) 証取法第 65 条にて有価証券の取次業務を信連及び農協に認める。 			
関係法令	証券取引法第 65 条第 1 項但書 農林中央金庫法 信用金庫法第 53 条	共管	なし	
制度の概要	銀行以外の金融機関については、法律上、書面取次ぎは認められていない。			
中間公表資料 との関係	金融庁関係 92 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	記載なし			
(説明)	<p>銀行が顧客の書面による注文を受けて株券等の売買の取次ぎ業務を行えることは、証券取引法第 65 条第 1 項但書において既に可能となっているところである。なお、同業務は同法の諸規制が適用されないこともあり、当座預金の受入れ等に伴う顧客サービスとして限定的に行われるべきものであると解されている。このため株券等売買の書面取次ぎを行うに当たっては、積極的な勧誘行為が伴わない受動的な業務としてのみ行うなど、投資者保護に問題が生じないように、銀行において業務運営体制を整備する必要がある。</p> <p>銀行以外の金融機関については、銀行の状況等を踏まえた上で、今後必要に応じ法改正等所要の整備の是非を検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課、監督局 証券課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	信託協会、厚生年金基金連合会	
項目	信託銀行への投資一任業務の解禁			
意見・要望等の内容	・ 信託銀行が投資一任業務を営むことを可能にすること。			
関係法令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 第3条、第31条	共管	なし	
制度の概要	・ 投資一任業務を行う認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業のほか、他の業務を営むことができないという兼業制限が課されており、上記以外の業務を営んでいる信託銀行は、原則として投資一任業務の認可を受けることができない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 93 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 2(3)ア 】 信託銀行への投資一任業務の解禁 平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について検討を進め、結論を得る。(検討・結論、平成13年度)			
(説明) 信託銀行は、信託業務のほか、銀行業、銀行法第2条に規定する業務、信託業法第5条に規定する兼営業務等、幅広い業務を営んでおり、これらの業務と投資一任業務の利益相反等について、慎重な検討が必要である。 また、銀行の業務範囲や信託銀行の兼営業務の範囲のあり方等の検討を踏まえて検討する必要がある。				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	信託協会・都銀懇話会	
項目	証券取引法上の株式等の大量保有報告の要件緩和			
意見・要望等の内容	・証券取引法上の株式等の大量保有報告の要件を緩和すること			
関係法令	証券取引法第 27 条の 23、第 27 条の 26	共管	なし	
制度の概要	・大量保有報告書は、保有する株式・潜在株式等が親会社合算して 5%を超えた場合に提出することになるが、銀行等への特例として、発行済株式の 5%超保有・初めて 5%超となった基準日(3 カ月毎)の翌月 15 日迄に報告・基準日に 1%以上の増減等があれば翌月 15 日迄に変更報告などがあるが、株式保有割合が 10%超の場合は通常報告となり、発生日から 5 営業日以内に報告、1%以上の増減等があれば 5 営業日以内に変更報告が必要となる。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 94 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>大量保有報告制度は、株券等の大量の所有・保有・放出に関する情報を迅速に投資者に開示することにより、市場の公平性・透明性を高め、投資者保護を一層徹底させるという目的があり、金融機関等であっても同様であり、本要望は、投資者保護を損なう恐れがあり、措置困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	駐日欧州委員会代表部	
項目	証券取引法 65 条兼業禁止規定の撤廃			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行業務と証券業務が完全に統合された経営を禁止している証券取引法 65 条の規定を削除すること。少なくとも、持株会社は、銀行ならびに証券業務において統合されたビジネスとして業務を営むことが認められるべきである。また、銀行は証券市場において支店を通じて業務を行うことが認められるべきである。 			
関係法令	証券取引法 65 条、65 条の 2	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引法は銀行等の金融機関が証券業を営むことを原則として禁止している(第 65 条)が、内閣総理大臣の登録を受けて証券取引法 65 条 2 項に掲げる業務を営むことができる(65 条の 2) ・銀行等金融機関の証券子会社(第 65 条の 3)及び持株会社のもとでの証券業参入が認められている。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 95 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>銀行等金融機関が証券業務を行うことを原則として禁止する趣旨は、銀行業務と証券業務の兼営による利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等にあり、今後もこれらの弊害を防止する必要があることから、法律で定められているものである。</p> <p>証券子会社及び持株会社形態での証券業参入は認められており、平成 11 年 10 月には証券子会社の業務規制が撤廃されたところである。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	規制改革委員会、米国政府、日本証券業協会
項目	有価証券募集に際しての目論見書交付の簡素化		
意見・要望等の内容	・有価証券報告書等の開示書類の電子化が図られたところであるが、これと併せて、十分な投資家保護を維持しつつも、平成13年度末までに、投資家自らが選択した場合にはより簡素な目論見書交付も可能とするなどの目論見書の交付の簡素・合理化の措置を行うべきである。		
関係法令	証券取引法第4条、第13条、第15条	共管	なし
制度の概要	・有価証券の募集又は売出し等に際しては、投資家保護の観点から、投資家に対して、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することが義務付けられており、目論見書の記載内容は「有価証券届出書の記載すべき事項」とされている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 96 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：13年4月)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>証取法の改正により、有価証券報告書等の開示書類の電子化が措置され、それに先立って目論見書の電子媒体による交付が4月1日より可能となり、交付手続の簡素化が図られることとなる。</p> <p>目論見書は、有価証券の募集又は売出し等のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業等に関する事項を記載した文書であり、有価証券の募集又は売出しに際して、一般投資家ができる直接的な開示情報である。また、投資判断をするに当たり、有価証券届出書を見ることはむしろ少ないことから、目論見書交付の簡素化については、証取法上のディスクロージャー制度の根幹に関わることであり慎重な対応が必要である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	米国政府	
項目	証券投資信託における非均等受益権の解禁			
意見・要望等の内容	・証券投資信託の設計において、柔軟性と効率性を高めるため、証券投資信託における非均等受益権（マルチシェア・クラス）を解禁する。			
関係法令	投資信託及び投資法人に関する法律第5条	共管	なし	
制度の概要	投資信託及び投資法人に関する法律第5条においては、投資信託の受益権は、均等に分割することとされている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 97 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
<p>(説明)</p> <p>我が国の投資信託及び投資法人に関する法律においては、投資者の資金を特定資産に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する仕組みを規定し、その成果を保有者に配分する受益権は均等に分割されることとしている。</p> <p>マルチシェア・クラスは同一のファンドの中で費用の支払い方法を多様化するものであるが、わが国の投資信託においては顧客が直接支払う販売手数料については同一のファンドであっても多様化が可能である。米国のように信託財産から支払われる費用を含めて費用設定を多様化することについては、上記法律の本質に触れる問題であることから慎重に検討するべきと考える。</p>				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	米国政府	
項目	証券投資信託の受益証券の不発行化			
意見・要望等の内容	証券投資信託の受益証券の発行義務を撤廃する。			
関係法令	投資信託及び投資法人に関する法律第5条第2項	共管	なし	
制度の概要	・投資信託及び投資法人に関する法律においては、「投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、...受益証券をもつてしなければならない。」とされており、受益証券を不発行とすることは認められていない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 98 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画における記載	【 2(3)ウ 】 証券投資信託の受益証券の不発行化 証券投資信託の受益証券については、受益者の権利関係の保護に留意しつつ、流動性の確保や証券決裁期間の短縮化への対応などの観点から、券面の不発行化について検討する。(検討、平成 13 年度)			
(説明)				
<p>投資信託については、日経 300 株価指数連動型上場投資信託など、上場を前提としている商品が有り、流動性の確保や証券決済期間の短縮化への対応などの観点から、券面の不発行化が必要となっている。</p> <p>一方で、投資信託においては各投資信託財産に係る受益者を網羅的に把握した受益者名簿が存在せず、各販売会社ごとに当該受益証券を販売した顧客の名簿を管理しているのみであり、販売会社に受益証券を預託せず券面を引き出した受益者については、券面により権利関係を把握しているのが現状である。</p> <p>このような受益証券の不発行化を認めると、誰が真の受益者であるかを把握することが困難となり、受益者保護上問題があると考えられる。</p> <p>したがって、受益証券の不発行を可能とした場合に如何に真の受益者を把握し、当該受益者の権利関係を保護するかを検討する必要がある。</p>				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し			
意見・要望等の内容	・投資信託の広告にあたっては、法定目論見書の交付等を条件とせず、過去の運用実績や評価会社の評価を利用できるようにする。			
関係法令	証券取引法第13条、第15条 (日本証券業協会「広告に関する指針」)	共管	なし	
制度の概要	・投資信託の販売にあたって過去の運用実績や評価会社の評価を広告宣伝に利用する場合には、法定目論見書を同時に交付するか、法定目論見書を広告宣伝物の中に盛り込むことが求められているため、事実上マスメディアでの広告が禁止されているに等しい。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 99 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>投資者が自己の責任において、適正かつ迅速な投資判断をするためには、間接的な公衆縦覧だけでは不十分であり、直接的な目論見書の交付が必要である。</p> <p>目論見書は、有価証券の募集又は売出しのために使用する勧誘文書であり、新聞雑誌等の広告等の名称・形態の如何に関わらず、有価証券の募集又は売出しのために公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書は、証券取引法の目論見書に含まれる。</p> <p>逆に、有価証券の募集又は売出しのための勧誘に当たらない広告であれば、証券取引法の規制は受けないので、自主ルールである「広告に関する指針」の在り方の問題である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	有価証券の取得勧誘に係る規制の撤廃		
意見・要望等の内容	・海外で新規公開され、一定の海外証券取引所に上場される株式については、枚数制限を撤廃し、少人数向け勧誘とともに適格機関投資家のみを対象とした流通市場を認め、いわゆるプロのみへの勧誘については50人以上に対するものであっても、募集または売出しの届出を不要とすべきである。		
関係法令	証券取引法第2条第1項第10号の3・第3項・第4項、第4条 証券取引法施行令第1条の7、第1条の8 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第7条第3項第6号1号	共管	なし
制度の概要	・DR(Depository Receipt:預託証券)が証券取引法上の「有価証券」となったため、日本国内での新規のDRの販売を有価証券届出書の提出義務の適用なくして行うためには、50名未満の者もしくは適格機関投資家のみに対して50枚未満のDRを販売する手法を採らなければならない。「50枚未満」とは、販売対象のDRが50枚未満ではなく、DR自体の発行が50枚未満であることを意味していると考えられる。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 100 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>株券、転換社債券、新株引受権付社債等については、適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものに該当しないとしてプロ私募に該当する有価証券の範囲から除いている。これは、商法上、株券は定款をもって取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を付することができるが、適格機関投資家以外の者に譲渡される恐れが少ない場合としては十分ではないからと考えられる。預託証券は、無記名証券となると考えられることから、転売制限は付しえないことから、プロ私募は認められないとされたところであり、措置は困難。</p>		
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	事務ミスによる損害賠償方法の見直し			
意見・要望等の内容	・証券会社の事務ミス等により顧客に損害を与え、その賠償を行うときは、原則として事後報告とすべきである。			
関係法令	証券取引法 42 条の 2 第 3 項 証券会社の行為規制に関する内閣府令 6 条 1 項 5 号	共管	なし	
制度の概要	・証券会社が事務ミス等により顧客に損害を与えたとき、提供する財産上の利益が 10 万円相当額を上回る場合には、裁判所の確定判決を得ている場合を除いて、金融再生委員会による事故確認を経てからでなければ係る支払を行うことができない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 101 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
事務処理ミスとはいえ、損失補てんが紛れ込む余地は否定できず、損失補てんという重要性に鑑み、措置困難。				
担当局課室名	監督局 証券課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	国内 MTN(Medium Term Note)プログラムの規制緩和			
意見・要望等の内容	・取締役会決議なしでの MTN の発行、非上場企業の発行、追補書類の Fax 送信による提出手続の完了等を可能とすべきである。			
関係法令	証券取引法第 5 条、第 23 条の 3、第 23 条の 8 企業内容等の開示に関する内閣府令第 14 条の 4、 第 14 条の 12	共管	法務省	
制度の概要	・債券発行量の増大、機動的な社債発行のニーズの高まりから居住者国内 MTN が導入され、社債の発行・登録制度が簡素化されたが、取締役会決議の有効期限が短いこと(法務省の見解によると、取締役会の包括決議の有効期間は 3 カ月が目安であり、プログラム維持のために 3 カ月毎に新規の包括決議を行い、訂正発行登録書を提出する必要がある)や追補書類原本提出の義務付け等により使い勝手が悪く、利用が進んでいない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 102 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>会社が社債を発行するに当たっては、商法上の取締役会の決議を要することとなっている(商法第 296 条)。この決議を発行の都度必要とした場合、機動的な社債発行を行う場合の事実上の障害となってしまう、機動的、迅速な社債発行が行えないこととなることから、商法上の取締役会の決議に関する解釈を明確化することにより導入したのが MTN プログラムであるが、取締役会の決議なしで社債の発行を可能とするためには、商法の改正が必要であり、第一義的には法務省マター。</p> <p>なお、発行登録追補書類を含む開示書類について、電子媒体による提出の導入が予定されていることから、本要望は緩和されることとなる。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	証券投資信託における現物有価証券によるマザー・ファンドの設定			
意見・要望等の内容	・投資信託財産を一旦金銭に換価するコスト負担及び事務負担を軽減するため、金銭をもって信託された既存ファンドの投資信託財産に帰属する有価証券をもって、マザー・ファンドを設定することを可能とするべきである。			
関係法令	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第8条第2号	共管	なし	
制度の概要	・改正前の「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」においては、受益証券を取得しようとする投資家の公平性を確保する必要から、証券投資信託は原則として金銭信託であると解釈し、マザー・ファンドを新たに設定する場合においても、既存のファンドは帰属する有価証券を換金した上で、マザー・ファンドの受益証券を取得する必要があった。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 103 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成 12 年 1 1 月)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
平成 12 年 11 月施行の改正法（「投資信託及び投資法人に関する法律」に法律名変更）及び同施行令において金銭信託の例外として、投資信託財産に帰属する有価証券によるマザー・ファンドの受益証券を取得する場合を規定し、現物有価証券によるマザー・ファンドの設定が可能とされた。				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	目論見書訂正届出の翌日における効力発生			
意見・要望等の内容	・訂正届出書の効力発生日を翌日として頂きたい。			
関係法令	証券取引法第7条、第8条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・証券投資信託の届出書に記載してある募集期間が終了する際、新たに募集期間に係る訂正届出を行い、募集期間を更新する必要がある。 ・現在は、募集期間更新の届出については、その効力発生までに15日間の経過が必要とされているため、通常募集期間終了15日前に発行会社が訂正届出を行っている。 ・従って投資者への勧誘に際して、訂正届出後15日間は、従来の目論見書に、募集期間の更新の旨を記載した「目論見書訂正事項分」を挟み込んだものを使用し、15日経過後は募集期間が更新された目論見書を使用することとなる。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 104 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>訂正届出書の提出、また、目論見書の作成・交付を不要とするならば、ディスクロージャー制度の根幹に関わる問題であり認められない。</p> <p>ただし、目論見書交付の電子化が4月1日より導入されることから本要望のほとんどが解消されると考えられる。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本証券業協会
項目	運用報告書等の電子媒体による交付		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目論見書、公開買付説明書等については、2001年6月1日から電子交付が認められることになったが、運用報告書等その他の法定開示書類についても、投資家の要望に応じて、インターネット等の電子媒体によって取引説明書、取引報告書、取引契約書、有価証券預り証、照合通知書（含む月次報告書）運用報告書等の法定書類を交付する選択肢を認めて頂きたい。 		
関係法令	証券取引法第40条、第41条、第188条 事務ガイドライン3-9-1 投資信託及び投資法人に関する法律33条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社は証券先物取引等に係る契約締結前に顧客に取引説明書を交付しなければならないとされている。（証取法第40条） ・証券会社は有価証券の売買等が成立したときは、遅滞なく、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならないとされている。（同法第41条） ・証券会社は有価証券預り証等を作成、保存することとされている（同法第188条） ・投資信託委託業者は投資信託財産の計算期間の末日毎に、運用報告書を知られたる受益者に対し書面で交付することとされている。（投信法第33条） 		
中間公表資料との関係	金融庁関係 105 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成13年4月)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>平成12年11月に成立した「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」等により、取引説明書、取引報告書、取引契約書、運用報告書等の電子的手段による交付が認められた。</p> <p>有価証券預り証、月次報告書については、平成13年3月の証券会社等による顧客への交付書類の見直しのための内閣府令の改正で廃止され、これに代わり新設された取引残高報告書の電子的手段による交付が認められた。</p>		
担当局課室名	総務企画局市場課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	企業情報のインターネット開示			
意見・要望等の内容	・インターネットのみならず、これだけの情報化時代において、ニュースの周知に12時間も必要とは思われないため、この規定を廃止して欲しい。			
関係法令	証券取引法施行令第30条	共管	なし	
制度の概要	・証券取引法では、会社関係者等が上場会社等に係る未公表の重要事実を知って、当該上場会社等の株式等の売買を行うことを禁止している（内部者取引規制）。この規制は重要事実が「公表」されることによって解除されるが、証券取引法施行令第30条では「公表」を複数の新聞社等に情報を公開してから必要な周知期間として12時間経過したと規定している。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 106 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>「公表」は内部者取引規制の解除要件であり、また、情報公開手段等が多様化したとしても一般投資者との公平性を確保するため、情報公開からその情報が周知されるまで一定の周知期間は必要であると考えられる。したがって、公表方法の変更等をする場合にはその実態や会社関係者等による悪用の可能性等の観点から慎重に対応する必要がある。</p>				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	証券子会社との弊害防止措置の見直し			
意見・要望等の内容	・引受有価証券の親法人等への売却制限を緩和する。			
関係法令	証券取引法第 45 条第 3 号 証券会社の行為規制等に関する内閣府令 12 条 6 号	共管	なし	
制度の概要	・子会社である証券会社が引き受けた有価証券については、親法人等に対して 6 カ月間の転売制限あり。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 107 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)ウ 】 証券子会社のファイアウォール規制 引受有価証券の親法人等への売却制限の緩和について、公正な引受価格の形成等に留意しつつ、検討を行い、平成 13 年度末までに結論を得る。(検討、結論、平成 13 年度)			
(説明)	公正な引受価格を維持するための方策を講ずることの可否をはじめとして、海外規制の動向等も踏まえて、検討中。			
担当局課室名	監督局 証券課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	在日米国商工会議所	
項目	株価指数連動型上場投資信託（ETF）における現物有価証券による設定の解禁			
意見・要望等の内容	・ 株価指数連動型上場投資信託において現物有価証券による設定を可能とすること。			
関係法令	投資信託及び投資法人に関する法律第5条の3、 同施行令第8条	共管	なし	
制度の概要	・ 投資信託及び投資法人に関する法律第5条の3においては、投資信託は原則として金銭信託であることを求めている。ただし、受益者の保護に欠けるおそれがない証券投資信託については、同施行令第8条において定めることにより、金銭信託の例外としているところである。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 108 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画における記載	<p>【 2(3)ウ 】 現物出資型の株価指数連動型上場投資信託の導入 現物出資型の株価指数連動型上場投資信託について、我が国における需要やその商品の有用性、導入に伴う制度面における問題点等について調査の上、導入に向けて検討する。(検討、平成13年度)</p>			
(説明)	<p>現物有価証券による設定を可能とする商品について、日本の市場において需要があり、かつ、それが市場において取引されることにより、投資家の利便性が図られ、それが市場の活性化に貢献するものであり、受益者保護に欠けるおそれがないものであれば、わが国においてもその導入を検討する価値はあるものと考えられる。</p> <p>いずれにせよ、日本市場における需要やその商品の有用性、導入に伴う制度面における問題点等について調査した上で、検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会	
項目	証券業務登録変更届出の簡素化			
意見・要望等の内容	<p>信連及び農協の証券業務に関する変更届出を次のとおり簡素化すること。</p> <p>(1) 出資総額の変更届出について、増資若しくは原資の都度とする。</p> <p>(2) 定款変更の届出について、変更の内容により限定する。</p>			
関係法令	証券取引法第 65 条の 2 第 5 項	共管	なし	
制度の概要	<p>(1) 証券業務登録に際して、出資の増額が記載されている。従って、出資総額が変更になった場合、その都度変更登録申請が必要である。</p> <p>(2) 定款変更の都度、届出が必要である。</p>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 109 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>(1) 事務ガイドライン五 二(8)において措置済み。</p> <p>(2) 定款変更の届出は、監督上必要なものであり簡素化することは困難。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課、監督局 証券課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	厚生年金基金連合会	
項目	証券投資顧問業法上の投資一任契約に係る投資対象範囲の拡大			
意見・要望等の内容	・投資顧問業法上の投資一任契約に係る投資対象は有価証券等に限定されているが、効率的な運用を阻害するものであるため、経済的に投資に該当するものはすべて投資一任の対象とすべきである。			
関係法令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 第2条第4項、第31条	共管	なし	
制度の概要	・投資顧問業法上、投資一任契約に基づき投資を行う場合に投資の対象となるのは、証券取引法上の有価証券等に限定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 110 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>認可投資顧問業者の業務範囲については、金融システム改革において証券業も含めできるだけ幅広く兼業を認めていくとともに、投資対象拡大に対するニーズについては、受益者本位の運用の確保等を図りつつ、兼業による対応も含め、適切に対応することとしている。</p> <p>(参考) 例えば、為替取引の一任業務を行う為替オーバーレイ業務について、投資顧問業法第31条第1項但し書きの規定による兼業承認を行っている。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	厚生年金基金連合会	
項目	認可投資顧問業者による合同運用の解禁			
意見・要望等の内容	・証券投資顧問業の合同運用の解禁を行うべきである。			
関係法令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第30条の3第1項第8号、同法施行規則第29条の2第1項第5号	共管	なし	
制度の概要	・投資顧問業法施行規則第29条の2第1項第5号において、認可投資顧問業者が「複数の顧客の契約資産について、各々の契約期間、対象となる有価証券及び売付け又は買付けの時期を同一とする運用その他これに類する運用」を行うことを禁止している。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 111 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:平成 12 年 11 月)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
当該規制については、平成 12 年 11 月に、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則及び事務ガイドラインを改正し、合同運用の解禁及びこれに伴う必要なルールの整備を行ったところである。(平成 12 年 11 月 28 日施行)				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会、リース業協会	
項目	CP の電子登録方式による完全ペーパーレス化			
意見・要望等の内容	・機動的な発行の利点を活かしながら、CP の発行・流通・償還の全段階における完全なペーパーレス化を電子登録方式によって実現すべきである。			
関係法令	なし	共管	法務省	
制度の概要	<p>・現行の CP は、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形とされていることから、権利の発生、移転及び行使に券面の作成、移転及び提示が必要である。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行段階における券面作成事務の負担が大きい ・発行、償還時における即日の資金の受入れ、弁済が困難 ・流通段階においても資金の即日決済が困難 <p>といった問題がある。</p>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 112 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)ウ 】 CP のペーパーレス化 券面を必要としない CP の発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CP のペーパーレス化について必要な措置を講じる。(第 151 回国会に関係法案提出予定)</p>			
(説明)	<p>現行の CP に係る問題点を解決するため、大蔵省金融企画局（現・金融庁総務企画局）及び法務省において、学識経験者及び市場関係者からなる「CP のペーパーレス化に関する研究会」を開催して検討を行って頂き、平成 12 年 3 月 29 日に報告書が取りまとめられている。</p> <p>同研究会の検討結果を踏まえながら、証券決済システムの改革に向けた法制度の整備にも配慮しつつ、法務省と共同で立法化作業を進めているところである。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	日本弁護士連合会	
項目	証券会社の行為規制等に関する内閣府令の改正			
意見・要望等の内容	・「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第六条第1項に規定されている裁判所の確定判決、裁判上の和解、民事調停法による調停などに、弁護士会が設立・運営する仲裁センターが関与して成立した和解及び仲裁の並記。			
関係法令	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第6条第1項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社による損失補てん等の行為は、証取法第42条の2第1項において禁止されているが、その行為が証券事故による損失を補てんするために行われる場合には適用されない。 証券事故によるものであることについて、原則としてあらかじめ内閣総理大臣の確認を受ける必要があるが、府令に定めた場合に限り確認が不要。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 113 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
金融トラブル調整連絡会議で裁判外紛争処理制度のあり方が検討されているところ、この議論を踏まえながら検討することとしたい。				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	7 証券会社	
項目	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条の改正			
意見・要望等の内容	<p>・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第1号イ～ニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者の範囲を拡大し、外国親会社及び外国子会社並びに関連会社を含むこと、また、外国において証券業を営むものに限られないことを明確にするとともに、それらの者が行う有価証券の売買等に係る当該外国親会社等からの取引の受託等については、売買の別、銘柄、数及び価格の全てにつき、当該顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、証券会社が定めることが出来ることを内容とする契約を締結することを可能とする。</p>			
関係法令	証券取引法第42条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条	共管	なし	
制度の概要	<p>・証券取引法第42条において、証券会社又はその役員若しくは使用人は、有価証券の売買若しくはその受託等、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、顧客の個別の同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為をしてはならない(第5号)とされている。これは、取引一任勘定取引が損失補てん等の温床となる可能性があることから禁止することとしているものである。これについては、一定の範囲で適用除外の措置がとられている</p>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 114 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【 2(3)ウ 】 外国証券会社の取引に係る規制の見直し 外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」の適用除外の範囲の在り方について、立法趣旨を踏まえつつ検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。(検討・結論、平成13年度)</p>			
(説明)	<p>外国証券会社にとってのグループの親企業等からの注文に係る取引一任勘定取引の禁止の適用除外の範囲の在り方については、その立法趣旨を踏まえつつ、今後慎重に検討すべき問題と認識している。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	7 証券会社	
項目	証券取引法施行令第 16 条の改正			
意見・要望等の内容	・証券取引法施行令第 16 条を改正し、外国親会社等が、自己勘定取引として行う有価証券の売買等を法律 42 条の 2 の適用除外取引とする。			
関係法令	証券取引法第 42 条の 2 証券取引法施行令第 16 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引法第 42 条の 2 において、証券会社は、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部又は一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為をしてはならない（第 1 項第 3 号）とされている。 債券等買戻条件付売買のうち証券会社が自己の資金調達するために行うものについては、適用除外とされている（証券取引法施行令第 16 条） 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 115 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>損失補てんについては、外形的に判断するのではなく、親企業等との間の取引について実態面で判断するものであり、外国親会社等が自己勘定取引として行う有価証券の売買等について、一律にその適用除外とすることは適当ではないと考えられる。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	7 証券会社	
項目	有価証券の空売りに関する内閣府令第3条の改正			
意見・要望等の内容	・有価証券の空売りに関する内閣府令第3条を改正し、同条第1号から第5号に掲げる取引に準ずる取引として、有価証券店頭デリバティブ取引等についても、空売りをを行う場合の価格規制の適用除外とする。			
関係法令	有価証券の空売りに関する内閣府令第3条	共管	なし	
制度の概要	・有価証券を有しないで又は借り入れて売り付ける行為（空売り）は、相場下落傾向を激化させるおそれや、相場操縦に利用されるおそれがあることから、証券取引法第162条第1項第1号において何人も政令で定めるところに違反して行ってはならないこととなっている。政令で定めるところとは、空売りであることの明示及び直近の価格未満での売り付けの禁止であるが、有価証券の空売りに関する総理府令第3条において、空売り規制の価格規制の適用除外が規定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 116 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>空売り規制の価格規制の適用除外取引は、相場下落の激化・相場操縦の予防や空売り規制の実効性の確保の観点から問題のない取引として、個別に類型化し列挙したものである。</p> <p>有価証券店頭デリバティブ取引についてはオーダーメイド的なものであり、証券取引所のルールの下で行われているデリバティブ取引とは異なることや、類型化困難であることなどから、適用除外取引とするのにはなじまない。</p>				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	日興証券株式会社	
項目	上場株式の取引所外取引に係る規制緩和について			
意見・要望等の内容	・証券取引法第 37 条の廃止又は改正			
関係法令	証券取引法第三十七条	共管	なし	
制度の概要	・証券会社は、顧客から証券取引所に上場されている株券、転換社債券その他の有価証券の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の指示が取引所有価証券市場外で取引を行う旨の指示である事が明らかである場合を除き、取引所有価証券市場外で取引を成立させてはならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 117 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明) 証券取引法第 37 条は、顧客の注文の執行にあたっては、その取引の執行がなされる場について、証券会社による顧客への確認をさせることで投資家保護を実現することを目的としている規定である。したがって、その取引の場や当該規制についての以下のような論点から要望を受け入れることは困難である。 (1) 顧客への確認が問題となるケースとして、取引所外取引の選択肢として複数の P T S が存在する場合等があるが、こうした場合には、取引所外取引の中で考えても、価格、取引態様、決済リスク等が異なる複数の P T S が存在するため、投資家保護を図るには、いずれの P T S につなぐか等について、証券会社は顧客から明示的な意思の確認を取ることが必要と考えられる。 (注) この際には当然取引所取引が取引所外取引かについての確認も取ることとなると考えられ、今後の P T S、取引所外取引の多様化を踏まえると、法第 37 条の規制は最低限のものとして位置付けられるのでないか。 (2) また、法第 37 条の規制については、個人投資家、機関投資家の区別なく適用されるものであることからすれば、この規制が個人投資家等の小口取引を巡る市場内競争を阻害しているとの指摘は当たらない。 (3) さらに、実務面で考えても、個人投資家からの注文を受ける際に「取引所外取引を行うこと」を確認することは容易であることから、これが市場間競争を阻害するほどに大きな影響を及ぼしているとは考えられない。(注) (注) 実際、証券会社は取引所への取次ぎにしても、重複上場銘柄の場合には、どの取引所につなぐのかを確認している。				
担当局課室名	金融庁総務企画局市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項目	法人形態をとる損保代理店自体による特定証券業務			
意見・要望等の内容	<p>・法人形態をとる損保代理店自体が特定証券業務を行うことを認めるべきである。法人の業種等、販売の担い手としての適合性を勘案しつつ、法人形態をとる損保代理店自体が特定証券業務を行うことを認めていただきたい。その場合、損保代理店の役員もしくは使用人が登録金融機関の使用人とみなされることとし、法人損保代理店における損保会社の乗合募集委託の現行損保実務との整合性が図られるよう、証券取引法第65条の2第11項後段の規定を変更する。</p>			
関係法令	証券取引法第65条の2第11項 同法施行令第18条第1項	共管	なし	
制度の概要	<p>・保険会社（登録金融機関）の代理店の役員又は使用人は、登録金融機関を代理して証券投資信託等の販売業務（特定証券業務）を行うことができ、その場合、代理店の役員又は使用人を代理する登録金融機関の使用人とみなす。この特定証券業務は、法人形態をとる代理店自体は対象とされていない。</p>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 118 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
<p>(説明)</p> <p>登録金融機関については、公益又は投資家保護の観点から、その営むことができる証券業務に照らして、証券会社と同等な行為規制を求め、監督を行っている。代理店については、その役員又は使用人を登録金融機関の使用人とみなすことにより、登録金融機関が使用者責任を負う事になっている。</p> <p>法人代理店自身が証券投資信託の販売業務を行うことについては、代理店自身には、証取法、保険業法上の財務規制等が適用されないこと、顧客に損害が出た場合の責任の所在が明確でないこと、代理店が複数の保険会社の代理店となっている例が多いこと等を踏まえ、慎重な検討が必要である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	有価証券届出書等の記載事項の見直し		
意見・要望等の内容	・ベンチャー企業等においても、株式を公開する場合に、公衆縦覧の対象となる有価証券届出書及び目論見書に株主の上位 100 名の氏名や住所を記載することが要求されているが、株式公開・上場時における株主状況の多様性等を勘案し、有価証券届出書等における公開時の株主状況記載基準の在り方について検討すべきである。		
関係法令	企業内容等の開示に関する内閣府令第 8 条、第二号の四様式	共管	なし
制度の概要	・企業内容等の開示に関する省令第 8 条に基づく有価証券届出書の様式においては、その株式公開情報として株主の上位 100 名程度の氏名や住所等を記載することとなっている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 119		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)ウ 】 有価証券届出書等の記載事項の見直し 上位 100 名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準について、株式公開・上場時における株主状況の多様性を勘案し、株主公開時におけるこの在り方について検討する。(検討、13 年度以降)		
(説明)	株式公開・上場時における株主状況の多様性等を勘案し、有価証券届出書等における公開時の株主状況記載基準の在り方について検討する。		
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	米国政府、在日米国商工会議所	
項目	証券投資信託の完全な時価評価を義務付ける			
意見・要望等の内容	・ 社団法人投資信託協会のルールにより、MMFの会計処理に関して、時価評価の除外が拡大されたが、流動性が高く安全な金融商品と認識されているMMFについて時価評価の除外とすることは問題。			
関係法令	社団法人投資信託協会理事会決議	共管	なし	
制度の概要	・ 社団法人投資信託協会の理事会決議において、MMFについては平成13年4月以降、純資産総額の15%以内で「満期保有債券」と指定することにより、アキュム・アモチ方式による評価を行うことを可能としている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 120 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>MMFの商品設計については、自主規制機関である社団法人投資信託協会が公認会計士協会等とも十分検討を行った上で、協会としてのルールを定めたところであると認識している。</p> <p>投資信託については、平成10年の金融システム改革に際し、金融行政手法を事後チェック重視へ転換するとともに、投資家への十分な情報開示を前提として委託業者の創意工夫を生かした商品設計を可能にするとの観点から、それまでの約款の事前承認制度を廃止し、届出制としたところである。</p> <p>したがって、この問題は投資信託協会の場において議論されることが適当であると考えます。</p>				
担当局課室名	総務企画局市場課、監督局証券課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	海外市場における有価証券の募集・売出し届出不適用の明確化			
意見・要望等の内容	・有価証券の募集又は売出しに際して、大蔵大臣への届出が必要なのはわが国市場においてのみであることを明確に示すべきである。			
関係法令	証券取引法第1条、第4条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引法は、国民経済の適切な運営及び投資者保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。 有価証券の募集又は売出しは、発行者が当該募集又は売出しに関し、内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 121 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
我が国の法律は我が国でしか効力が及ばず、我が国において募集又は売出しをする場合において証券取引法の適用を受けることは当然のことである。				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	増資に係わる有価証券通知書・有価証券届出書の廃止			
意見・要望等の内容	・子会社の増資についての有価証券通知書(及び有価証券届出書)の提出を廃止すべきである。			
関係法令	証券取引法第4条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・発行会社が増資をするために有価証券の募集をする場合は、有価証券届出書又は有価証券通知書を内閣総理大臣に届出をしているものでなければすることができない。 ・発行会社が他の会社の子会社であっても同様である。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 122 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>発行会社の株式の 50%以上を他の会社(親会社)が保有している場合であっても、残り 50%弱の株式の募集をすれば一般投資者が買付けることとなり、企業内容等の情報をあらかじめ公衆縦覧により開示させることは、投資者保護の観点から当然のことであり、本要望は措置困難である</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	SPC の上場基準創設			
意見・要望等の内容	・ SPC のための上場基準を創設する。			
関係法令	証券取引所規則	共管	なし	
制度の概要	・ 現行制度では、SPC のための特別な上場基準がない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 123 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
証券取引所における新商品に対応した上場制度の創設等に関しては、証券取引所の規則改正により対応することとなるため、まずは証券取引所において検討されるべきことであると考えている。				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	機関投資家による証券取引所への直接アクセスの解禁			
意見・要望等の内容	・機関投資家による証券取引所への直接アクセスを解禁する。			
関係法令	証券取引法第90条、第107条、 第107条の2、第107条の3	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・取引所有価証券市場における有価証券の売買は、当該市場を開設する証券取引所の会員及び取引参加者に限り行うことができるものであり、その会員等を証券会社のみ限定している。 ・ただし、国債証券等に係る有価証券先物取引等については、先物市場の厚みを増すとの趣旨から、登録金融機関に対しても取引所有価証券市場における取引資格が与えられている。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 124 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>現在の証券取引法では、取引所有価証券市場における有価証券の売買にかかる取引資格は、会員証券取引所においては当該取引所の会員である証券会社に、株式会社証券取引所においては当該取引所から取引資格を与えられた証券会社に限定されている。これは、有価証券の売買その他の取引に精通している証券会社に限り取引を認めることによって、有価証券の売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、投資者保護を図ることにつながるとの趣旨によるものである。</p> <p>したがって、証券会社ではない機関投資家に対して証券取引所への直接アクセスを認めることとすれば、取引の公正性の確保や投資者保護の観点から適当ではないと考えられる。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	日本証券業協会
項目	法定帳簿の見直し		
意見・要望等の内容	・証券取引の急速なネット化、ボーダレス化等を考慮し、欧米ルールを参考に、現在の「有価証券預り証」を中核とする受渡帳票体制に代えて、現行の月次報告書方式をベースとした「定期報告書」を中核とする法定顧客交付帳票制度を新たに確立するよう検討すべきである。		
関係法令	証券取引法第 188 条 証券会社に関する内閣府令第 60 条	共管	なし
制度の概要	・証券会社の業務に関する書類の作成、保存、報告の義務について規定している。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 128 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:13 年 4 月)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明) 法定帳簿の見直しについては、平成 13 年 3 月に証券会社等による顧客への交付書類の見直しのための内閣府令の改正を行った。当該改正で有価証券預り証・受渡計算書を廃止し、これに代わる定期的交付を原則とする取引残高報告書が新設された。			
担当局課室名	総務企画局 市場課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (2) 証券	意見・要望提出者	駐日欧州委員会代表部	
項目	会計及び資産評価			
意見・要望等の内容	会計及び資産評価に国際基準を採用すること			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	以下、説明のとおり			
中間公表資料との関係	金融庁関係 126 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>我が国においては各企業の財務内容を開示する基礎となる会計基準について、金融システム改革の一環として、国際的調和の観点等も踏まえつつ、連結財務諸表原則の改訂、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準の設定等、ここ数年で精力的に数多くの会計基準等の整備を行ってきているところであり、そのほとんどの分野において、国際的基準と比較して遜色のないものとなっている。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			